

# 新型インフルエンザの感染が拡大

～市感染症防疫対策本部を設置～

■問い合わせ 健康づくり課健康増進係 (TEL) 210267

新型インフルエンザ患者の急増を受け、8月21日、厚生労働省から「流行期に入ったと考えられる」との発表がありました。

県内でも新型インフルエンザの感染が拡大しており、さらに患者が増えることが予想されます。9月3日に「インフルエンザ注意報」が発令され、「新型インフルエンザをみんなで防ぐ

県民運動」が展開されています。市では、9月7日に「市感染症防疫対策本部」を設置し、感

染予防策を行っていくこととされています。急激な感染拡大を防ぐには、一人ひとりが予防策を実行し、互いに気をつけることが大切です。皆さんのご協力をお願いします。

※16ページに関連記事。「65歳以上の人の季節性インフルエンザ予防接種」

## インフルエンザに かからないために

- 日ごろから手洗い・うがいの励行や、マスクの着用など咳エチケットに努めましょう
- 外出時は、できるだけ人ごみを避けましょう

## かかったかな？ と思ったら

急な発熱などインフルエンザの疑いがあるときは、かかりつけ医か一般の医療機関で、マスクを着用の上、できるだけ昼間に受診してください。

### こんな症状は疑いましょう

- ◎ 急な発熱
- ◎ 咽頭痛、悪寒、頭痛、筋肉痛、関節痛、下痢
- ◎ 有症状期間は3～7日間程度
- ◎ 潜伏期間は1～7日間 など

次のような人は重症化の報告があり、特に注意が必要です。

- 治療中か基礎疾患がある人
  - ・ 慢性呼吸器疾患（ぜんそく、慢性気管支炎、肺気腫など）
  - ・ 慢性心疾患
  - ・ 糖尿病などの代謝性疾患
  - ・ 腎機能障害（人工透析者などを含む）
- ステロイド内服などによる免疫機能不全
- 妊娠中の人、幼児、高齢者

## インフルエンザを うつさないために

症状があつたら、無理をせず、出勤や登校、外出等を控え、自宅で療養に努めてください。また、感染の可能性の高い人は、外出を自粛し、やむを得ず外出するときはマスクの着用をお願いします。

## 集会、スポーツ大会 等について

感染拡大の恐れがあるときは、主催者は開催について検討をお願いします。県や市の行事も、同様の対応とします。

また開催時には、体調不良の人などの参加や観戦の自粛を要請したり、参加者に手指消毒やマスク着用を呼びかけるなどの対策もお願いします。

新型インフルエンザについて心配がある人は、発熱相談センター（備北保健所内 ☎212836）へご相談ください。

※平日の午前8時30分～午後5時15分。時間外は、留守番電話等で対応。

## 定住促進住宅建築 費等助成金交付制 度について

市が、定住人口の増加を目的に、今年6月から行っている住宅建築費等の助成について、これまでの状況をお知らせします（制度の内容については、5月号をご覧ください）。

9月1日現在で、全体の申請数・交付決定数は、ともに11件。助成金の種類による内訳は、新築建築3件（うち市外からの移住に伴うもの1件）、用地取得8件（同一件）、住宅改修0件となっています。本市に移住しようとする人や、市内に住所を有し未成年の子を養育する人でこれから新築等をお考えの人は、この制度をぜひご利用ください。

なお、交付申請は、請負については工事の開始、購入については契約それぞれの20日前までに、必ず提出をお願いします。

■問い合わせ 企画課定住推進係 (☎) 210282

# 住宅用火災警報器 を各家庭に 給付します



住宅用火災警報器は消防法で設置が義務付けられており、本市では火災予防条例により、新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅については平成23年6月1日から設置の義務化が定められています。

このたび、次の要件に該当する世帯を対象に、1世帯につき1個の住宅用火災警報器の給付

を行います。設置に伴う自己負担はありませんので、ご利用ください。

また、設置済みの住宅にお住まいの人は、煙感知式と熱感知式が選択できます。設置義務のない台所や廊下、客間などへも設置いただくことで、より早い火災発見が期待できますので、ご利用ください。

なお、給付申請について、市消防団が訪問しますので、ご協力をお願いします。

- 〈給付要件〉
- (1) 市内の住宅に居住していること
  - (2) 住宅の居住者が所有者であること
- 問い合わせ 消防本部警防課 予防係 (TEL) 0124

## 入札参加希望 事業者を募集

市消防本部は、「地域活性化・生活対策臨時交付金」を活用した個人住宅への住宅用火災警報器給付に伴い、発注規模や交付金の趣旨から、市内の事業者を対象とする競争入札を予定しています。

入札への参加を希望される事業者は、申請書類を提出してください。

なお、市内に営業所等があり、すでに住宅用火災警報器の取り扱い実績がある事業者であることを要件とします。ただし、個人事業者の場合は、市内に住所を有する事業主に限ります。

申請要領・申請様式は、消防本部警防課で交付します。また、市ホームページからもダウンロードできます。

▶申請締切…10月7日(水)

表① 納付方法の例

(個人市県民税が60,000円の場合)

	6・8月 (普通徴収)	10・12・2月 (特別徴収)
期別税額	15,000円	10,000円

### 〈納付方法のしくみ〉

特別徴収の対象となる人は、市県民税のうち公的年金にかか

公的年金受給の65歳以上の皆さんへ  
**市県民税の特別徴収が始まります**  
年金からの天引き

4・5月号でお知らせしましたが、地方税法の改正により、今年4月1日現在で65歳以上の人を対象に、10月から公的年金にかかる市県民税の特別徴収(年金からの天引き)が始まります。

※この制度は、市県民税の納税方法を変更するものであり、新たな税負担が生じるものではありません。

る部分の半分を、2期(6・8月)に分けて普通徴収(口座振替や納付書納付)で納めていただいています。

残りの半分は、3回に分けて、年金支給月(10・12・2月)に特別徴収することとなっています。(表①参照)

6月に送付している「市県民税納税通知書」で、公的年金にかかる市県民税の特別徴収税額を通知していますので、ご確認ください。

なお、修正申告等に伴い、年度の途中で市県民税額が変更になったときには、年金からの特別徴収は中止となり、すでに徴収している額を除いた残額のすべてが普通徴収に切り替わります。この場合、普通徴収税額の変更通知書を随時お送りしますので、ご確認ください。

■問い合わせ 税務課市民税係 (TEL) 0214